

選挙



4月12日(日)は 千葉県議会議員選挙の 投票日です

選挙管理委員会 ☎(50)1227

任期満了に伴う千葉県議会議員一般選挙が4月12日(日)に行われます。千葉県に生活する私たちが県政を託せる候補者を直接選ぶ機会です。棄権せず投票しましょう。

なお、香取市選挙区の定数2人に対して、告示日である4月3日(金)に立候補を届け出た候補者が2人を超えなかった場合は、無投票当選となり、投票は行われません。

投票日時

4月12日(日) 7時～20時

投票所

投票日当日は、あらかじめ定められた投票所以外では投票できません。投票所は投票所入場券に記載されていますので、確認ください。

開票

開票は即日開票で、21時15分から、香取市民体育館で行います。

投票できる人

●投票できる人は、満20歳以上(平成7年4月13日以前に生まれた人)の日本国民で、平成27年1月2日までに香取市に転入の届け出をし、引き続き香取市に住居登録のある人です。

●平成27年1月3日以降に転入の届け出をした人は、香取市の選挙人名簿に登録されていないため、香取市では投票できません。ただし、県内の前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、住所移転が1回の場合に限り、前住所地で投票できます。その場合には「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。詳しくは選挙管理委員会へ問い合わせください。

投票所入場券を郵送します

入場券は選挙の告示日である4月3

日(金)以降、住民票の世帯ごとに封書で郵送します。地域によっては届くまでに時間がかかる場合がありますが、投票所入場券が届いていなくても選挙人名簿に登録されている人であれば投票できますので、受付係に申し出てください。

※無投票となった場合は、入場券は発送しません

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない人は、期日前投票ができます。お住まいの地区にかかわらず、どの期日前投票所でも投票ができますので、利用ください(下表、期日前投票所一覧参照)。

事前に投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入すると、スムーズに投票できます。

不在者投票

仕事や旅行、学業などで市外に滞在中の場合は、滞在先の選挙管理委員会ですら不在者投票ができます。また、障害者や要介護者で一定の要件に該当する場合は、郵送により自宅で不在者投票ができますので、早めに請求、または問い合わせください。

なお、都道府県選挙管理委員会指定の病院や福祉施設などに入院・入所中の人は、その施設内で投票ができますので、各施設へ問い合わせください。

期日前投票所一覧

期日前投票所	期間	時間
香取市役所 (1階市民ホール)	4月4日(土)～11日(土)	8時30分～20時
小見川市民センター (1階101研修室) 山田支所 (1階市民ギャラリー) 栗源市民センター (1階ロビー)	4月6日(月)～11日(土)	8時30分～18時

お済みですか? 市県民税(住民税)申告

固税務課 ☎(50)1242

平成26年中の収入の有無や種類、また控除は、平成27年度の市県民税や国民健康保険税などの算出の基礎となります。申告が必要な人は早めに市県民税申告をしてください。

額が400万円以下で、所得税・復興特別所得税の確定申告をしなかった人でも、年金の源泉徴収票に記載されている所得控除以外に控除されるもの(生命保険料や地震保険料、扶養や寡婦など)があるときは、その旨を市県民税申告することにより、平成27年度の

市県民税額が下がる場合があります。収入のなかった人、遺族年金・遺族恩給などを受給している人、収入のなかった人や、遺族年金・遺族恩給などを受給している人は、その内容を申告することにより、国民健康保険税などの軽減措置を受けられることがあります。ただし、市内に住んでいる人の扶養控除の対象者となっている場合は、申告の必要はありません。



固環境安全課 ☎(50)1248

ごみ収集方法を統一します

ごみの収集方法は、効率的なごみ処理、資源物の排出の利便性の向上を図るため、4月1日から市内全域をステーション方式に統一します。

ステーション以外からは収集しませんので、収集日の朝8時までに決められた分別で、決められた場所に、決められた袋で出してください。

ごみ出しが困難な人は?

市では、ごみ出しが困難な人への対応として戸別収集を開始します。対象は、次の①から③に該当し、ステーションへのごみ出しが困難で、他に協力の得られない人です。戸別収集の利用を希望する場合は申請が必要です。

※戸別収集するものは、指定袋に入るものに限ります(紙、布類は指定された方法)

①要介護または要支援と認定されており、65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上で構成されている世帯の人

②次のいずれかに該当し、ひとり暮らしまたは当該者のみで構成されている世帯の人

◇身体障害者手帳1級または2級

◇療育手帳AまたはA

◇精神障害者保健福祉手帳1級

③その他市長が必要と認める人

例：65歳以上のひとり暮らしで、要介護認定はされていないが病氣、骨折などで療養中の人

